

院外処方箋における問い合わせ簡素化プロトコル

亀田メディカルセンター医療管理本部 薬剤管理部

01 版：2026 年 4 月 薬剤部作成

◆本プロトコルの適応範囲

亀田メディカルセンターに所属する以下の医療機関とする。なお、特定の医療機関に限定して対応する内容については、各小項目にその旨を明記します。

- ・ 亀田総合病院
- ・ 亀田クリニック
- ・ 亀田京橋クリニック
- ・ 亀田ファミリークリニック館山
- ・ 亀田森の里病院

◆問い合わせ簡素化プロトコルに基づく処方変更に係る原則

- ① 問い合わせの簡素化を希望する場合、問い合わせ簡素化プロトコル（以下プロトコル）の合意をもって実施する。
- ② 保険薬局での患者の待ち時間短縮や処方医の負担軽減の観点から、院外処方に関する保険薬局からの処方変更の問い合わせに関して、包括的に医師の同意がなされたものとして、各項目の対応を認める（薬剤師法第 23 条第 2 項）。
- ③ 処方に医師のコメントがある場合はコメントを優先する。
- ④ 医薬品の注意事項等情報（旧：添付文書）の適応および用法用量を遵守する。
- ⑤ 処方変更に際しては、服用方法、安定性、価格、加算等に関して患者に十分な説明を行い、同意を得る。ただし、本人からの同意取得が困難な患者（未成年者や認知症患者等）にあっては、その主たる介護者からの同意を取得することも可とする。本人の同意がない場合の変更については、疑義照会を行った上での変更とする。
- ⑥ 医療用麻薬、抗がん剤（ホルモン剤を除く）についてはプロトコルの対象外とする。
- ⑦ プロトコル以外の疑義照会に関しては処方医へ直接行う。
- ⑧ 患者が判断できる可能性のある内容は、問い合わせをする前に患者に確認する。
- ⑨ プロトコルに基づく変更の情報提供には、薬剤情報提供書を使用する。
- ⑩ 保険薬局名を当センターホームページ上で公開することに同意できること。
- ⑪ 薬学的知見に伴う疑義照会については従来通り行うこと。
- ⑫ 処方変更した内容については、おくすり手帳にその旨がわかるように記載すること。

1.問い合わせ窓口

各医療機関の代表番号からお問い合わせください。

- ①処方箋内容に関すること（診療、調剤に関する疑義・質疑など）
→診察室に直接お問い合わせください
- ②保険者番号に関すること
→医事課にお問い合わせください
- ③プロトコルに関すること
→薬剤室へお問い合わせください

2.処方変更・調剤後の連絡先

「3.問い合わせ不要例」で記載している事項に関しては、亀田メディカルセンターHPのFormsよりトレーシングレポートの提出をお願いいたします。

[医療従事者向け - 亀田メディカルセンター | 亀田総合病院 薬剤部](#)



3.問い合わせが不要な例

①成分名が同一の銘柄変更（変更不可の処方除く）

（例）

グラクティブ錠 50mg→ジャヌビア錠 50mg
グリチロン配合錠→ネオファージェン C 配合錠

a)先発品間の変更も可

b)後発品から先発品への変更も可

◇変更後の薬剤にも、変更前と同じ適応症があることを確認すること。

②剤形の変更

（例）

ビラノア錠→ビラノア OD 錠
ビオスリー配合散→ビオスリー配合錠

◇必ず患者様に服用方法、価格変更がある旨の説明後、同意を得ること

◇安定性、溶解性、体内動態等を考慮して行うこと

◇軟膏剤→クリーム剤、クリーム剤→軟膏剤の変更は不可

③別規格製剤がある場合の処方規格変更（医師から用量調整の指示がない場合のみ可）

（例）

5 mg錠 1回2錠→10 mg錠 1回1錠

10 mg錠 1回0.5錠→5 mg錠 1回1錠

④一包化以外の調剤方法の変更

（例）

カロナール錠 500 mg 1回1錠→カロナール錠 500 mg 1回0.5錠×2

ワルファリン錠 1 mg 1回2.5錠→ワルファリン 1 mg錠 1回2錠

ワルファリン 0.5 mg錠 1回1錠

◇アドヒアランスの低下、嚥下困難等の服薬上の問題が認められる場合に限り、薬剤師の専門的判断に基づき、半割、粉碎、または規格追加による調整、あるいはこれら調剤方法から原形調剤への変更を行うことができるものとする。

◇ただし、当該調剤を行うにあたっては、各医薬品の注意事項情報（添付文書）、インタビューフォーム等に基づき、安定性、品質及び安全性を十分に確認することとし、配合変化や安定性の確保が困難と判断される場合には本プロトコルの適用対象外とする。

◇なお、抗がん剤、催奇形性を有する薬剤、ならびに徐放性製剤、腸溶性製剤その他粉碎・半割が不適切とされる製剤は、本プロトコルの対象外とする。

⑤一包化への変更

「患者希望」または「アドヒアランス不良により、一包化調剤を行うことで服薬遵守率の向上が見込まれると薬剤師が判断した場合」に限り、一包化調剤を行うことができるものとする。

◇ただし、以下に該当する場合は本プロトコルの適用対象外とする。

- ・抗がん剤（ホルモン剤を含む）
- ・無包装条件下での安定性データが存在しない、
- ・当該データにおける保存可能期間が処方日数より短い場合
- ・処方箋コメント等一包化不可の指示がある場合

◇一包化調剤を実施するにあたっては、必ず患者に対し、服用方法、医薬品の安定性および薬剤費等に変更が生じる可能性について十分に説明した上で、同意を取得する

ものとする。

◇また、本プロトコルに基づき一包化調剤を行う場合、医薬品の安定性および品質管理については、当該調剤を実施した保険薬局の薬剤師の責任において判断・管理するものとする。安定性の確保が困難であると判断された場合には、一包化調剤は行わず、必要に応じて疑義照会等により対応する。

⑥貼付剤や軟膏での規格変更（合計処方量が変わらない場合）

（例）

ジクトルテープ 1 枚/袋×28→ジクトルテープ 7 枚/袋×4

ロコイド軟膏 5g×2→ロコイド軟膏 10g×1

⑦「週 1 回」、「月 1 回」服用指示のある処方薬が、連日服用の処方薬と同一の日数で処方されている場合の処方日数の適正化（処方間違いが明確な場合）

（例）

フォサマック錠 35 mg 28 日分→4 日分

⑧外用薬の用法が添付文書の記載内容から逸脱していると判断される場合には、薬剤師の専門的判断に基づき、添付文書に準じた用法・用量への適正化を行うことができるものとし、添付文書の範囲を超える変更は本プロトコルの対象外とする。

（例）

アレジオン眼瞼クリーム 1 日 2 回→1 日 1 回

モメタゾン点鼻液 1 日 2 回→1 日 1 回

⑨添付文書に用法が明記されている医薬品の変更

処方箋上の用法が添付文書の記載と異なる又は具体性を欠く場合には、薬剤師の専門的判断に基づき、添付文書に準じた用法への適正化を行うことができるものとする。

なお、添付文書に記載のない用法への変更、または添付文書の範囲を逸脱する変更は本プロトコルの適用対象外とし、抗がん剤についても同様に対象外とする。

（例）

ゾルピデム錠 5mg 1 錠/回 朝食後→ゾルピデム錠 5mg 1 錠/回 就寝直前

⑩一般名処方における調剤時の類似剤型への変更（先発品類似剤形を含む）

（例）

【般】ファモチジン OD 錠 20 mg→ファモチジン錠 20 mg

下記に掲げる範囲内での変更も可とする

- a)錠剤（口腔内崩壊錠含む）、カプセル剤、丸剤、ゼリー剤、フィルム剤
- b)散剤、顆粒剤、細粒剤、末剤、ドライシロップ剤(内服用固形剤として調剤する場合に限る)
- c) 液剤、シロップ剤、ドライシロップ剤(内服用液剤として調剤する場合に限る)

⑪残薬調整における処方日数の適正化

残薬がある旨の申し出があり、次回受診日まで薬剤が足りることが確認できた場合にのみ処方日数の変更または処方薬の削除を行う

◇変更、削除時は次回受診日まで必要な数量を患者様に提示した上で行う事

<亀田京橋クリニック限定>

⑫その他の薬剤の変更

供給不安定な状況等により必要に応じて下記への変更を可とする。なお、下記の薬剤以外への変更は合意外とする。

a)整腸剤

供給不安定な状況等により必要に応じて下記への変更を可とする。

用法用量に関しては、変更前の用法と同じ用法、用量に関しては添付文書に準じて変更すること

※「耐性乳酸菌製剤」を変更する場合は、変更後の薬剤も「耐性乳酸菌製剤」にすること

<変更可能薬剤>

ビオフェルミン R 錠、ビオフェルミン錠剤、ビオフェルミン配合散

ビオスリー配合錠、ビオスリー配合散

ミヤ BM 錠、ミヤ BM 散

ラックビー微粒 N

b)配合剤

配合剤に関しては、合剤に含まれる各種薬剤に変更可とする

(例)

テラムロ配合錠